

第32回原子力委員会臨時会議「福島県におけるリスクコミュニケーションの課題について」において福島県在住の方々から伺ったご意見等について

平成25年8月29日に開催した第32回原子力委員会臨時会議において、福島県におけるリスクコミュニケーションの課題等について、福島県在住の方々から以下のとおりご意見等を伺った。

1. 福島県在住の方々からのご意見

(1) 福島県伊達市役所市民生活部 理事 兼 放射能対策政策監 半澤隆宏氏からのご意見

伊達市の除染活動を住民に説明するにあたっては、科学的な説明だけではなく、ビーズや動物の人形を使った感覚的に分かり易い説明を交えることで住民の理解が促進されたこと、そして現場の状況を知らない専門家等が説明をしても住民の理解・信頼を得ることはできなかったとのご意見を頂いた。また、東電福島第一原発の事故のような有事の際にリスクコミュニケーションを効果的に行うためには、国、地方自治体、住民が平時からその訓練を行い共通認識を構築していくこと、そして男性のみではなく、女性の視点・行動力を有効活用していくことが重要であるとのご意見を頂いた。

(2) 国立大学法人福島大学 准教授 丹波史紀氏からのご意見

今回の事故によるリスクといった場合に、健康リスクだけでなく、家族が離散し、家庭生活そのものを維持することが困難になった等の社会生活や経済生活の中でのリスクも考える必要がある。また、住民が帰還を判断する上では、主に東電福島第一原発の事故収束、除染、生活の再建、健康管理の4つが重要である。さらに、チェルノブイリ原発事故を受けて設置されたウクライナの社会心理リハビリセンターのように、低線量被ばくや帰還可能時期といった住民が抱えている不安に応えていくような体制作りが課題であるとのご意見を頂いた。

(3) 福島民友新聞社 編集局報道部長 小野広司氏からのご意見

東電福島第一原発で発生している汚染水問題について、国の対応にスピード感が無く、被災者、とりわけ今回の汚染水問題の被害者であろうと思われる漁業者の方々の不信感というのは日に日に増幅していると感じている。このような中で住民の信頼回復に向けては、国はマイナスからのスタートであることを十分認識し、前面に立って汚染水問題に対応していることを住民に示す必要がある。また、汚染水による風評被害についてのリスクコミュニケーションについては、その対象は福島の人だけではなく、全国民に対して行うべきであるとのご意見を頂いた。

(4) 福島県郡山市立郡山第六中学校 理科教諭 佐々木清氏からのご意見

東電福島第一原発の事故後、生徒に対して校庭の空間線量率、除染活動の効果と放射線による人体への影響という切り口で放射線の授業を行い、子供達の放射線に関する知識及びリスクコミュニケーション力の向上に尽力されている状況についてご説明頂いた。また、チェルノブイリ原発事故後、ウクライナの子供達において、不登校、深夜徘徊、喫煙、いじめ等の非社会的な行動が発生した例を踏まえると、今回の事故を経験した日本においても子ども達の心のケアをするようなシステムを構築する必要があると考え、ウクライナの社会心理リハビリセンターやベラルーシの地域情報センターを参考にし、心理カウンセラーや地域コーディネーター等を常駐させた「Motomiya きずなスクエア構想」を打ち立てたことについてご説明頂いた。

(5) 大熊町商工会 会長 蜂須賀禮子氏からのご意見

東電福島第一原発の事故後、大熊町から会津若松に避難し、商工会事務所の設置、商工会員の安否確認、全国連からの見舞金の配布、行政等による生活必需品等の配布支援を行う等、これまでの取組をご説明頂いた。商工会の中には既に帰還している商工会、今後帰還見通しのある商工会、そして帰還が困難な見通しの商工会といった様々なケースがあり、国にはこのような地域に添った支援を考えてほしいとのご要望が出された。また、津波で甚大な被害を受けた地域の被災者の方々に早く手を差し伸べて頂きたいとのご要望も出された。

2. 福島県在住の方々との意見交換の概要

- (1) 鈴木委員長代理より、原子力に対する国民の信頼が低下している現状における情報提供の在り方について質問があり、蜂須賀氏及び佐々木氏から気象庁やベラルーシの地域情報センターのように原子力や放射線に関して統一された情報を流す機関があればいいのではないかというご意見を頂いた。半澤氏からは、様々な情報がある中で受け手側が情報を正しく判断できることが重要であり、そういった子供達を教育していくことが大切ではないかというご意見を頂いた。また、小野氏からは情報は専門用語等の難しい言葉ではなく、丁寧に噛み砕いた言葉できっちり説明する必要があるとのご意見を頂いた。
- (2) 秋庭委員より、被災者の心のケアや情報提供を行う「きずなスクエア」のような施設を作るための要件について質問があり、佐々木氏及び丹波氏から国の省庁による縦割りをやめて、被災者に必要な教育、食品検査等を横断的に取り組める体制作りが必要であるとのご意見を頂いた。これに対して復興庁より、縦割りの排除や現場主義の重要性については認識しており、引き続きそのような体制作り而努力していきたいとご回答頂いた。また環境省より、文科省で学校に臨床心理士等を配置する事業、環境省で健康管理の中で心のケア等の活動を行っており、現在はそれらを連携して提供させて頂いている状況であるとのご回答を頂いた。
- (3) 秋庭委員より、佐々木氏が行っている子供に対する放射線教育の活動を普及させるための方策について質問があり、佐々木氏から中学校教育研究会の中に放射線教育推進委員会が設立され、それを拠点として公開授業を行うことで同様の放射線授業を実践するチーム作りの普及に尽力しているとのご回答を頂きました。
- (4) 佐々木氏より、国は被災者の要望や悩みをしっかりと聞いて把握し、それに応じた施策を実施頂きたいとのご要望が出され、消費者庁より、少人数で被災者と話をし、そのニーズを把握することは大切であると認識し、これまでもそのような集会を開催した実績があり、今後もそのような取組を継続して実施していきたいと考えているとのご意見を頂いた。

(5) 近藤委員長より住民の方々に東電福島第一原子力発電所の状況を適切に説明する方策について質問があり、小野氏よりそのような特効薬は無く、国やメディア等が様々な媒体で情報を発信し、それを積み重ねていくことが重要であるとのことをご意見を頂いた。

以上